

## 平成30年度 第2回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成30年5月10日(木) 午後2時30分から午後3時55分

2 開催場所 鳥取中央農業協同組合 本所 2階 第3会議室

3 出席委員 (27人)

会長 3番 山脇 優 委員

### 農業委員

1番	谷本貴美雄	委員	2番	徳田和幸	委員	4番	松本幸男	委員
6番	室山恵美	委員	7番	林 修二	委員	8番	美田俊一	委員
9番	藤井由美子	委員	10番	河本良一	委員	11番	鐵本達夫	委員
12番	筏津純一	委員	13番	數馬 豊	委員	14番	金信正明	委員
15番	福井章人	委員	16番	西谷美智雄	委員	17番	原田明宏	委員
18番	山本淑恵	委員	19番	吉村年明	委員			

### 農地利用最適化推進委員

高見美幸	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
西谷昭良	委員	小谷俊一	委員	山下賢一	委員	小谷義則	委員
影山卓司	委員						

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第12号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

議案第14号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第15号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

## (1) 開 会

事務局長 定刻になりましたので、只今から、平成30年度第2回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にあいさつをお願いいたします。

## (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

## ※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条によりまして、会長が議長ということで会議を進行していただきます。会長、よろしくをお願いいたします。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、本日の議事録署名人の決定でございますけれども、指名させていただいてよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは、4番 松本委員、6番 室山委員をお願いをいたします。

## ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 遅刻の連絡が入っております。2番 徳田委員が若干遅刻をさせていただくという連絡でございますので、会議を進行させていただきます。

## (4) 連絡・報告事項

議 長 次に、日程(4)連絡報告事項。事務局。

事務局 別添資料でございます。平成30年度第2回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 只今、報告がございました。これについて何か皆さんで質問事項がございましたら。

(なしの声)

議 長 先程、報告がございました農家相談会につきましては、相談ゼロということでございますので、議事に入らせていただきます。

## (5) 議 事

議 長 それでは、(5)議事に入ります前に、本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 本日の議事につきましてまとめてご説明をさせていただきます。資料に基づ

いて説明させていただきます。

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について。議案資料の2ページにありますとおり、3件、合計3筆の所有権移転の申請が出ております。

続きまして、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について。議案の4ページでございます。1件の申請が出ております。こちらにつきましては5条と併せまして同一事業での申請でございます。

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請については、議案6ページでございます。こちらに先ほどの4条と一体の申請が一つとその他二つ、合計3件の申請が出ております。

議案第12号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございますが、議案の8ページ、9ページのとおり、5件の申請が出ております。

議案第13号 農用地利用集積計画の決定についてでございますが、議案の12ページから51ページまでのとおり、117件の利用権設定の申し出、それから、52ページから56ページまでのとおり、所有権移転の申請が5件ございました。

議案第14号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてということで、64ページからのとおり1件の協議が出ております。

議案第15号 農用地利用配分計画についてということで、73ページから74ページのとおり、11件の協議が出ております。

本日の議案につきましては以上でございます。

#### 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、早速、議案に入りたいと思います。議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請についてお諮りいたします。ご意見・ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので承認とさせていただきます。

#### 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請につきましてお諮りいたします。本件につきましては本日午前9時30分より、当番委員であります、林委員・高見委員・藤井代理・森石局長・隅主任と私の6名で調査に行っておりますので、代表して林委員より報告をお願いいたします。

7番 7番 林です。先ほど会長が言われたように、9時半より6名で現地調査に行っておりまして。〇〇さんの所でございますけれども、特に問題はなしということでご報告申し上げます。

議長 只今、報告がございましたとおり、現地の調査の結果、問題なしということで報告がございました。ご意見・ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長           なしということですので承認いたします。

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長           続きます。議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について諮りたいと思いますが、この件につきましても、現地の調査に行っておりますので、同じく林委員より報告をお願いいたします。

7 番           7番 林です。先ほどと同じく1番の〇〇さんの所は特に問題なし。2番につきましても、埋蔵文化財の調査ですので問題はなしと。最後の3番につきましても問題なしと報告いたします。

議 長           3件とも問題なしということですが、〇〇の〇〇さんにつきましては埋蔵文化財、いわゆる、先月出ておりました〇〇の処理場のところでございます。埋蔵文化財の調査ということで、このたび一時転用が出ておりますので、問題ないということですが、ご質疑ございませんか。はい、影山委員。

影山推進委員   関金の影山です。ちょっとお尋ねしたいんですけども、2番の該当の件ですが、譲渡人の〇〇〇〇さんというお名前になつとりますけれども、3月の時に書類で拝見しますと、〇〇〇〇 〇〇〇〇さまと、その番地の該当地はなつておりましたけれども、これが〇〇さんになっているのは何か理由がありますでしょうか。

事務局           只今のご質問の件ですけども、〇〇さんがお父様なんですけれども、お亡くなりになられまして、相続して名義が変わっております。

議 長           よろしいですか。その他ありませんか。

(なしの声)

議 長           なしということですので、承認いたします。

議案第12号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長           続いて、議案第12号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。本件につきましても、午前中に調査に行っておりますので、代表して林委員より報告をお願いいたします。

7 番           7番 林です。先ほどと同じく、8ページ、9ページ、1番から5番まで特に問題なしと報告いたします。

議 長 只今、報告が終わりました。この案件につきまして、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということで承認とさせていただきます。

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第13号 農用地利用集積計画の決定につきましてでございますが、該当する委員が数名おられますので、順次退席を求めます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。まず始めに、12ページの番号1番から14ページの番号6番までは、4番 松本委員に係る案件でございますので、松本委員の退席を求めます。

(松本委員 退席)

議 長 松本委員が退席いたしましたので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 12ページ番号1番でございます。〇〇〇〇〇〇の1筆981㎡の賃借権設定であります。借受人・貸付人等につきましては以下記載のとおりでございます。その他、14ページ番号6番まで、合計いたしまして18筆24,413㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、説明がございました。ご質問・ご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので承認といたしますので、入場を求めます。

(松本委員 入場・着席)

議 長 松本委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたのでご報告いたします。続きまして、14ページの番号7番、8番の真栄農産は、9番 藤井委員に係る案件でございますので、藤井委員の退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 どうぞ。

事務局 14ページ番号7番。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇他2筆の3筆4,431㎡の賃借権設定でございます。借受人・貸付人等は以下記載のとおりでございます。その他、同じく14ページの番号8番と合計しまして、8筆9,822㎡の賃借権

設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今、説明がございました。ご質問・ご意見ありませんか。

(なしの声)

議長 なしということでございますので承認いたします。入場してください。

(藤井委員 入場・着席)

議長 藤井委員へ、只今の案件につきましては承認となりましたのでご報告いたします。続きまして、15ページ番号9番は、17番 原田委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(原田委員 退席)

議長 それでは、説明してください。

事務局 15ページ番号9番でございます。〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆3,555㎡の賃借権設定でございます。貸付人・貸渡し人等は以下記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 ご質問・ご意見ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので承認いたしますので、入場してください。

(原田委員 入場・着席)

議長 原田委員へ、只今の案件につきましては承認されましたのでご報告いたします。続きまして、15ページ番号10番から16ページ番号12番までは、19番 吉村委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議長 それでは、事務局。

事務局 15ページ番号10番でございます。〇〇〇〇〇〇〇の4筆3,776㎡の賃借権設定でございます。その他、16ページ番号12番まで、合計いたしまして

13筆12,857㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終わりました。ご質問・ご意見ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので承認いたしますので、入場してください。

(吉村委員 入場・着席)

議長 只今の案件につきましては異議なしということで承認されました。ご報告いたします。続きまして、16ページの番号13番、14番は、西谷昭良推進委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(西谷昭良推進委員 退席)

議長 それでは、説明してください。

事務局 16ページ番号13番でございます。〇〇〇〇〇の1筆2,553㎡の賃借権設定でございます。その他、番号14番と併せまして、合計4筆10,298㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 ご質問・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

議長 なしということでございますので承認いたします。入場してください。

(西谷昭良推進委員 入場・着席)

議長 只今の案件につきましては異議なしということで承認されました。ご報告いたします。続きまして、24ページの番号36番は、山下推進委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(山下推進委員 退席)

議長 それでは、事務局、説明してください。

事務局 24ページ番号36番でございます。〇〇〇〇〇〇〇の8筆、合計しまして

5,678㎡の賃借権設定でございます。貸付人等につきましては以下記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、説明がございました。ご意見・ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので承認いたしますので、入場してください。

(山下推進委員 入場・着席)

議 長 山下委員へ、只今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。以上で該当する出席委員の案件につきましては審議が終わりましたので、その他の案件につきまして審議を行います。事務局、説明してください。

事務局 12ページに戻ります。田、畑、樹園地の合計面積は357,324㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては12ページから51ページまでの記載のとおりでございます。

52ページ、所有権移転関係にまいります。所有権の移転を受ける者：○○ ○○○。所有権の移転をする者：○○ ○○○○ ○○○、○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○でございます。所有権を移転する土地等につきましては以下記載のとおりでございます。対価は265万円。10aあたりですと50万1,040円でございます。

53ページにまいります。所有権の移転を受ける者：○○ ○○○○。所有権の移転をする者：○○ ○○○○ ○○○、○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○でございます。移転する土地等につきましては以下記載のとおりでございます。対価は10万円で、10aあたりですと50万5,050円でございます。いずれも約50万円でございます。

54ページにまいります。所有権の移転を受ける者：○○○ ○○○○。所有権の移転をする者：○○ ○○○○。移転する土地等につきましては以下記載のとおりでございます。対価は90万円で、10aあたりですと31万2,391円でございます。

55ページでございます。所有権の移転を受ける者：○○○ ○○○○。所有権の移転をする者：○○ ○○○○。移転する土地等につきましては記載のとおりでございます。対価は34万円。10aあたりですと20万235円でございます。

最後になります。所有権の移転を受ける者：○○○○○ ○○○○。所有権の移転をする者：鳥取市東町 公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構。移転する土地等につきましては記載のとおりでありまして、対価は25万2,500円。10aあたりですと19万1,432円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては、57ページから



61ページ記載のとおりでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等につきましては、62ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今、議案第13号について説明がございました。ご質問・ご意見ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、異議なしと認めまして承認いたします。

議案第14号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議長 続きまして、63ページ、議案第14号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について説明がございました。事務局、お願いします。

事務局 議案の64ページをご覧ください。倉吉農業振興地域整備計画の変更についてご説明申し上げます。協議番号 倉吉5でございます。所在地は〇〇〇〇〇〇〇〇。畑1,019㎡の内の270㎡。土地所有者は〇〇〇〇 〇〇〇〇でございます。それでは、65ページから説明をさせていただきます。除外後の計画用途につきましては一般住宅でございます。除外の理由につきましては、そちらに書いてあるとおりでございますが、申請者の妻の両親や障がいのある弟の介護のため、実家の近隣に住宅を新築するというものでございます。協議地の概要につきましては、先程申し上げましたとおり、〇〇〇〇の畑270㎡でございます。3番の利用計画の概要につきましては、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが住宅を建築するというものでございます。4番の土地改良事業につきましては県営のほ場整備事業が施行された地区でございます。こちらにつきましては改良区の同意を得ております。続きまして、66ページをご覧ください。関係機関との調整状況につきましては5番に挙げているとおりでございますし、その他の機関との調整につきましても、6番に挙げております。これに基づきまして、市町村長の考え方ということで、67ページにあります別紙のとおり検討がされております。法第13条第2項の検討ということで、農振の除外の5要件についてそれぞれ記載がされております。いずれについても要件を満たしているものと考えております。以下、位置図、写真等がございますが、ご覧いただければと思います。64ページに戻りますが、協議内容を農地区分及び許可基準に当てはめると、農地区分につきましては、農業公共投資の対象農地ということで第1種農地と判断しております。許可基準につきましては、集落接続ということで、許可が可能だと判断しておりますので、転用見込み有りということで回答いたしたいと思っております。私からの説明は以上でございますが、もし、詳しいご質問等ありましたら、農林課の担当者も来ておりますのでよろしくお願いたします。

- 議 長 只今、振興地域整備計画の変更につきまして説明がございました。ご質問・ご意見ございませんか。はい、河本委員。
- 10番 10番 河本です。○○○○○○○という所在地ですけど、○○は確か○○の公民館になると思うんですけど、このへんの地名はこれで正しいんでしょうか。○○○○というあれは最近、四、五年前だったですよ。○○から○○○にあれしたのは。
- 議 長 只今、住所、所在地についての集落名、○○○○と○○の関係の質問が飛んでおりますけど、農林課サイドで回答をお願いいたします。
- 農林課 先程ご質問にありました○○は○○○○で、議案の69ページに字切図があるんですけど、この左側から○○になるんです。申請地の○○っていう字が、小さいんですけどここが○○の字になって、あとは○○○○の集落に繋がるっていうような地形になってるんですけど。
- 10番 昔の地番が、○○○○と○○の○○とに分かれたというかたちかなと。
- 事務局 補足で。ご質問のとおりで、このあたりは○○という小字です。で、今回の申請地は○○○○の○○で間違いないです。○○○○とか○○○の事務所があるあたりは○○の○○です。ですので、二つに分かれとるようです。本籍とかで○○になってるままであったり、住所としては○○○○であったり、ちょっと混在しているようなところもありますが、今回のところは所有者の住所とも土地ともに、現在の住所としては○○○○でございます。
- 議 長 昔、○○で一緒だったんだけど、分かれて、結局、自治公は○○○○になった。住所自体は。本籍は○○のままでしょ。
- 事務局 住民登録は○○○○です。本籍はちょっとわからないですが。
- 議 長 ややこしいだいや。高城の上福田とか下福田とかああいうとこと一緒。本籍は上福田って言うだけ。三江も一緒。本籍は三江でとかそういうやり方。わかりましたか。他にはありませんか。はい、16番 西谷委員。
- 16番 16番 西谷です。ちょっとお伺いしたいんですが。どうのこうのっちゅうわけではないですけど。現状、畑になっとるですね。で、70ページの写真を見ると、何やらやっとな草が生えとって、もっとええ写真がなかったんかいなという疑問を抱いとるもんで、今後、こういうことをされる場合には適切な写真を載せられるように、よろしく申し上げます。
- 議 長 今回の補足しますと、農業委員会では、農地を提出して、こういう場合には、必ず農地に復元してから承認しておりますので。はっきり言いますと、今回は

ここにあるようなことでは承認できない案件です。草を刈ってもういっぺん出直してこいって言いたい。農地転用等でも、一時転用でも、まず申請があったら見に行って、とにかく農地の姿に戻して、草を刈っていただいて、尚且つ耕耘をしてもらって、畑だったら畑の状態にして、見て、農業委員会は承認するわけですので、これでは実際は通らないわけです。これが畑になつとるでしょ。今、西谷委員が言ったように、これを畑と認めれんわけです。そういう関係で今そういう意見が出ましたんで。もし、今後そういうことが出れば、きちんと農地に復元してから申請をしてくださいということで、お願いしておきたいと思います。今回は写真を見た限りでは農地とは認められんです。農林課サイドも、もしこういうことがあれば、今後注意していただいて、畑になつとる場合はきちんと畑、現況地目が畑って書いてあって、実際見てみたら原野ってなことになる。そういうとこを注意していただきたい。これはほんと大事なことです。はい、影山委員。

影山推進委員 影山です。なら、そうしますと、この土地の写真からいくと、一部270㎡が農地転用でございますので、残りの700ちょっとぐらいについては農地としてきちっと整備をしていただくということに、条件としてはなるでしょうか。

議 長 これは、270㎡だけが除外ですか。

農林課 そうです。

議 長 じゃあ、あとの残った分については畑の、農地にすぐしてもらわんと。それは条件付きになるかな。今の影山委員の意見だと、きちんと耕耘して畑の状態にってもらわんと承認できませんってことになるかな。

影山推進委員 いや、僕はそうだろうなということです。

議 長 このままだと草ぼうぼうで遊休農地になりますわな。社地区の農業委員さん、推進委員さん、どう思われますか。担当委員として。河本委員。

10番 農業委員は私ですけど、一応、推進委員の塚根君に担当をしますんで。彼のほうから。

議 長 じゃあ、塚根委員、ご意見を。

塚根推進委員 塚根です。当然、残りは畑地として認めるということで、整地してもらって畑地の状態にさせてもらうということに思います。

議 長 じゃあ、地元の塚根委員が責任もってさせていただくということですので、よろしくをお願いします。その他、ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないということですので、地域振興整備計画の変更については承認といたします。

議案第15号 農用地利用配分計画について

議 長 続いて、議案第15号 農用地利用配分計画について、説明してください。

事務局 農用地利用配分計画（案）について倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。73ページに利用配分計画各筆明細を記載しております。73ページ、74ページでございます。権利の設定を受ける者、土地の所在地等は記載のとおりでございます。農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等につきましては、76ページから79ページ記載のとおりでございます。以上が配分計画案でございます。以上でございます。

議 長 只今、農地利用配分計画について説明がございました。ご質問・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

議 長 ご意見がないようですので、配分計画につきましては承認といたします。以上で議事は終結といたします。

(6) その他

議 長 続きまして、日程（6）その他の項に入らせていただきます。別冊―その他報告・連絡事項―を見ていただきたいと思います。（1）農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書について。説明をしてください。

事務局 それでは、別冊をご覧くださいと思います。2ページでございます。（1）農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。届出者は〇〇の〇〇〇〇さんで、転用目的は農機具格納施設ということでございます。届出地につきましては以下記載のとおりでございます。許可の要らない根拠につきましては一番下に書いてありますが、2 a 未満の農業用施設ということでございます。

続けて、3ページ（2）農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。①は中部総合事務所道路都市課の国道313号改良工事に伴う施行ヤードの一時転用でございます。こちらは、すでに一時転用の届出が出ている件の更新でございます。それから、4ページ②につきましては、KDDI株式会社の無線電波塔でございます。こちらにつきましては、認定電気通信事業者が転用する場合ということで許可不要でございます。それから、5ページの③につきましては、倉吉市の建設課の行う工事に伴う仮設道路及び資

材置き場ということで、以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 只今、(1) から (2) まで、許可を必要としない届出書についての説明がございましたが、ご質問・ご意見ございませんか。はい、河本委員。

10番 変な質問で。(1) ですけど、形状がおかしい形状になってますけど、何か理由があるんでしょうか。

事務局 4条の分ですね。4条の分につきましては、北側の大きな四角の部分がハウスの四角でございます、南側の道路の出っ張った部分につきましては進入路部分でございます。

議 長 わかりましたか。はい、徳田委員。

2番 2ページの許可を必要としない届出なんですが、許可が必要ないということですけど、転用は転用でなるわけですね。要は、土地改良区の転用決済金なんかのことがありますので、そんなは該当するっちゃうことですか。

事務局 改良区の同意は30年2月8日付で同意をいただいております。内容については付帯条件として、周辺に土地改良施設を害さないための工事をする。それから、土地改良施設の毀損を生じたときは復旧を行うこと。汚濁物の水路への流入を防止すること。その他、支障を生ずる事項は協議の上定めるという条件を付けて同意をいただいております。

議 長 だから、本人が決済して改良区を離らかすこともできるけども、別に強制じゃありませんので、農地としての賦課金をずっと払っていけばそのままいいです。一時転用ですから。他にありませんか。

ないようですので、(3) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてに入ります。説明してください。

事務局 6ページでございます。あっせん申出が1件ございました。相談者は〇〇〇〇さん。〇〇の方です。所有者は父であります〇〇〇〇さん。土地の所在は記載のとおり〇〇の746㎡の農地で、売買、贈与のあっせんをお願いしたいということで、あっせん委員の選任をよろしくをお願いしたいと思います。

議 長 はい、2番 徳田委員。

2番 あっせんの方針で、誰が役するかという協議ですね。前から思ってたんですけど、農地等のあっせんが結構、近年ようけ出てきた背景があると思うです。その中で一番思ったのが、農地法が変わって、農業委員会に相続が終わったら届け出ということが義務付けられたために、そういう農地のあっせんが農業委員会にかかってくるのではないかなとは思ってるわけですけども、そういう段

階の中で、じゃあ、全て何でもかんでも農業委員会に持って行かええわいということではなくして、やっぱり、地域地域で農地の状態っちゅうのは自分たちもタッチしとるわけで、それから、農林課サイドの問題等もあるわけで、そういうところで連携を取りながら、遊休農地にならんやあな対応策っちゅうのは、今までも取られとると思うですけど、そこらへんはどうなんでしょうか。ちょっと聞いてみたいんですけど。申請が上がってくるだけで、何でもかんでも農地あっせんで農業委員会が受けりゃいいってもんでもないような気もするんです。

1 1 番 受けるだわい。

2 番 受けるけど、そういう段階の中で、他のセクションもタッチするべきではないでしょうかちゅう意味だが。

4 番 4 番 松本です。今、徳田委員からそういう申し出がありましたけど、この件はこの件できりをつけてから。そういうことで順序立てて、会長さん、しっかり。

議 長 それぞれ皆さんがあっせん委員を、各地区の担当委員さんが過去ずっと2名なり1名でやっておられますけど、なかなか、話をしても買い手がない、借り手がない。他の委員さんとも連携をとって、知り合い等も連絡とってなかなかないちゅうのが現状だと思います。じゃあ、それを農林課に持ってってどがにいだって言うても大変で、とてもじゃない。まだ難しいことだと思いますので、やはり、私たちの使命は、こういうことを推進委員さん方が、そのために今回新しくなっておりますので、農業委員と推進委員が一体となって連携を保ちながらこのあっせん活動をしていくのが使命だと思いますんで、徳田委員、いいですか。今後、そのような形でやっていかないけんと思います。よろしく。はい、西谷委員。

1 6 番 1 6 番 西谷です。徳田さんがおっしゃるのも一理あるにはあると思うです。と言いますのが、上北条の場合は農事組合がきっちり田畑把握しておりまして、ですから、下古川なら下古川のところに部外者が入る場合の水の管理はどうするだいちゅうことが発生する場合があって、そういった場合には下古川の農事組合を通さないと、きっちりスムーズに行かないということがあって、そのことを心配して徳田さんはおっしゃっているのではないかなと思うわけです。というのが、全然違ったところからぼんちと行かれると、水の取り合いになったり、あるいは、畦草の管理等も粗末にならへんかということもあって、そのことを心配しとられるんでないかなという気はします。

議 長 特に、上北条地区は農事組合と一体となって、小作料の設定もされとるし、そこは今、うまくいっとるんじゃないかと思っておりますんで、上北条地区にそういうものがあつたら農事組合等との話し合いで、改良区とも連携しながらやって

いただきたいと思っております。これは、市全体としても考えていかないけません。私も小谷委員も改良区と一緒にいると、よう農家の方が、もうよう作らんけ売ってごしならんかって結構来るですわ。小谷理事長も久米ヶ原の畑。わしゃ田んぼ。そこですぐ農業委員会に連絡取って、反別なりきちんと調べてあっせんしたりしてはありますが、いい具合に。そういうこともありますんで、やはり改良区等も必要な面もありますので、また相談しながら、今後ともあっせん活動に頑張りたいなと思っております。よろしいですか。それでは、先程出ましたあっせん申出のあった〇〇の〇〇さんの件でございますが、これは〇〇の続きのところの田んぼですので、松本委員、山本委員、二人であっせん活動をお願いしたいと思います。

続きましての報告事項でございますが、(4)農地等あっせん活動の状況について。小谷委員。

小谷俊一推進委員 ①、②を続けて報告したいと思います。①につきましては、先回の委員会等でも出ておりましたし、現地も行ってまいりましたし、本人にもお会いしてまいりました。現地については今、だいたい水田になつとるわけですが、水がないわけですし、山の下がり水しかないということで、以前、ここには全部ハウスが建つとりました。ハウスは全部撤去されて、今、こういう状態で何にも作られておりません。本人に、賃貸借のあれを出されとるようですが、とてもここは借りる人もありませんので、農林課に相談に行かれて、地目変更じゃないけど、山林なり何なりにされたほうがいいですよということで、本人もそういうことで納得されましたけど、当分放棄しとくということでございました。

それから、②ですけど、〇〇さんのこの畑は、5年前に荒廃農地解消事業で60何万かけて開墾し直しまして、〇〇〇〇さんに5年間無償で作っていただきました。今回、売買をしてほしいということで申し出があったわけですが、本人にしますと、非常に土質が悪くて、牧草を作ってもなかなか思ったもんが作れんと。そういうことで、購入はできないという返事でございます。せっかくそういう事業を使って土地改良をやったもんですから、反当5千円ぐらいの費用であと借りて作らせてもらうということで、話を終わらせましたので、ご報告いたします。

議 長 ありがとうございます。①の〇〇さんの件につきましては、今日午前中に現地の調査に行ったときに一緒に見させていただいて、これはもう山林にするしかないなということで、あとは農林課サイドで見させていただいて、農振除外なりして、もう山林にしかできんという指示が出ておりますので。

小谷俊一推進委員 隣にも果樹園があったでしょ。

議 長 まだ電柱が立つとりましたけどね。コン柱が3本だけ。たぶん無理でしょう。ただ、ここは土地区画整理しとるもんですから、そこがどうなるかというところ。昭和50年ちょっとでしたか。農林課さんもちよっと考えてあげてください。

それでは、③の〇〇さんについて。數馬委員。

13番

13番 數馬です。3件ほど当たりましたが、まったく反応がなく、ちょっと難しい状況だと思います。売買について、私自身としては、林委員も同様ですけれども、売買のあっせんをここで打ち切りたいと。すいません。

議長

では、この件については私が報告します。たぶん売れないだろうってことで、私が不動産業者と建築業者と話をしまして、買うようになりました。今日、返事がありました。一昨日、現地に連れて行って、まだ金額的には地主さんと話がしてませんけれども、是非買わせてくださいというところで、宅地にして売るといってございまして、あそこはいつでも宅地にできるところでございまして、ただ、市道が狭くて2.5mしかないもので、そこをどうするかということで建築業者のほうで良い具合にして、購入したいという返事が今日ありましたので、報告させていただきます。

(5) 総務委員会の報告について。委員長、お願いします。

11番

総務委員会からの報告をさせていただきます。4月26日に総務委員会を開きまして、内容としまして、今日これから、4時から始まる30年度定期総会の議案書を審議いたしまして、本日の提案という形にさせていただきました。

それと、先程ちょっとあったんですけど、下限面積等。前回、もうちょっと下限面積について農業委員会でいろいろ取り決めして、今の農業情勢もあるし、農地を探したいという人を優先的にでも考えたらということでありまして、案として、各地区1反ぐらいつ減らしたらとか、場所によっては下限面積2反とかあってもいいんでないかとかいうことで案を作りましたが、次回、6月の委員会で皆さんに提案させていただくという形を、結論が出ておりますので、まだ案ですので、6月に提出させていただくということになりました。

それからもう一つ、3番目として、山根さんが委員を辞任したいということで前回承認したんですけども、補充というものであってどうなのかという話があって、先月の委員会では話してもなかなかすぐ結論は出ないだろうし、総務委員会でも忌憚なく話したらというようなことで、話をいたしまして、総務委員会として協議したんですけど、1名の欠員ならば当分このままでいったらというような形になりました。絶対ダメというんじゃないし、当面ちょっと運営してみたいこうというようなことになりました。というのは、一つは、全地区で選ぶようになってますんで、確実にその地域でほんとに適任の人ってのが、あらかじめではないですけど、きちっとしていかないと、例えば欠員一つですよって言って、全く違う所の方が出てこられても、じゃあ、思ったところの地区に果たして行けるかどうかという問題もあるし、そういう問題等もあるんで、しばらくこれで運営していつてみたいということの、委員会としての結論が出ましたので、報告させていただきます。

議長

ありがとうございました。この件につきまして、皆さんからご質問等ございませんか。はい、徳田委員。



2番

2番 徳田です。今、補充の件で、総務委員会で十分協議されたと思うのですが、やっぱりこれは、今年は今の状態でいこうということですけども、将来的に出てくる出てこんということもあるわけで、やっぱりそこらへんの規定的なもんはちょっとしっかりして定めておかないと、いつもその問題で審議するようなこともあってもいけないかなと思うです。先回は山根さんのあれが出て、谷本委員がエリアが広い中であるわけで、自分一人でも抱えきれん問題もあるということも話もしておられましたし、新たに農業委員会制度が変わってそうやってきた現状の中で、一人ひとりのエリアが広がってきとる。こまめに組合員の対応をするということになれば、やっぱりそこらへんもある程度ははっきりしておかないと、これは、農業委員は倉吉で19名ということであって、担当部署は決めてないとは思いますが、ただ、今まででエリアエリアを担当して、組合員との接点もあって、相談にも乗ってあげよったのが、例えばそういうことになって相談を持ちかけるところがどこなのかということが抜けてしまうと、やっぱりどっかに集中してきちゃったりして、谷本さんが言った、農業委員さんの負担が増えるようなことになっても、それはどうなのかということもあるわけで、まあ、審議されて、今年は状態を見ようということでございますから、それについては異論はないわけでございますけれども、今後の一つの規定なら規定なりのものも定めとかないけんではないかと思うので、ちょっと。

議長

そういう意見があったということで。ただ、心配したのは、前みたいに選挙区ごとに選出するんじゃないので、市内全域に声かけて、募集して、応募があって、誰が、例えば上小鴨が欠けたけて上井から一人出た、北谷かた出た、社から出たって、誰になるかわからんってことで、それも一つの点があったです。総務委員会では。それからもう一点は、高城が反別が上小鴨より多いのに2名でやっとするちゅう金信さんの意見がこないだございました。そういうことがあるもんですから、今々欠員ができたけて、補充することもないじゃないかなということで、当分このままいくのがいいでないかなということで総務委員会では話し合ったという経過なんです。だけ、今のところ別に支障はないとは思ってます。2名単位のところもあるもんですから。谷本委員ももう一人欲しいって言われたけども、なかなか、そこから出すちゅうわけにならんもんで。前の農業委員会の時には選挙区ごとに出したんだけど、今回、全般で出すようになってるもんで、なかなか難しい。再募集した場合には、いろいろ難しい面もある。

2番

今、それと関連してですけど、19名、農業委員と定められた。これは市が市全体の中で応募なり公募なり、それから立候補なりで判断して、審査会があって、それを議会にかけて審議してもらって、いいですよという農業委員のあれをもらうわけで、やっぱりそこらへんは農業委員の大枠はあるわけですけど、全体で選ぶちゅうことは。だけど、今度、欠員が生じた場合の事もある程度入れておかないと、俺はどうなのかなと。規定で定めてあるとするなら、それ

は先ほど言われたように、じゃあ、この会に、今の場合については担当から出たような格好でしょ。

議 長

だから、新しい、改革された農業委員会制度には補充とかそういう規則はないんです。ただ、定数については市に応じたような、その市とか町の大きさのように、農業委員会の委員の中で19名というのは決めて、推進委員は9名に決めたのはこの農業委員会の特別委員会で決めたんです。それを市に出して、市当局が認めて、19名と9名は承認されて、今の委員の数になったわけです。ですから、あくまで最初に定数を出したのはこの委員会の、今まであった特別委員会の中で、じゃあ倉吉は何名にしようかと。各市町村で決めとるわけです。それを議会が承認して初めて定数が決定して、それから募集に掛かるわけです。ですから、例えば今みたいに欠員があってってというような規則は無いもんですから、それは各市町村の農業委員会で話し合いで、じゃあ、それを欠員になったけ1人募集してくださいって市長部局に提出して、市からきちんと練って議会に諮ってもらわないけん。手続きが必要なんです。だから、簡単に、募集しましょうっちなことにはならんわけですし、そういうことがあるんで、とりあえず今回は委員長が言ったように、当面はこの定数で行きましょうってのが話した結果ですので。理解してください。

1 番

1 番 谷本です。仰ったとおり、19人ってのは全体の中で決めるべきですけど、現状は、担当担当は地区の近い人が担当しとるということがあるわけです。ただ、地区によってバランスが取れてるかって言ったらそうじゃなしに、当然私も頑張るわけですし、推進委員もおられるわけですけど、1点だけ聞きたいのは、認定農業者がこういう状況になって、今の規約の中で1人減っちゃったと。こういう時にはどうなってきますか。

議 長

山根さんは認定農家じゃないけど。

事務局

認定農業者は過半いなければいけないので、1人でも欠けたら補充しなければいけないと思います。19名中10人なので、1人でも欠けたら、過半にならないので、募集しなければなりません。

議 長

それから、もう1名は室山さんみたいな農業に利害関係のない人の農業委員も1名。中立委員。そんな人も欠けたらまた1名出さないけん。

2 番

ちょっとこれは別な観点になるですけど、農業委員ではなしに、農地利用最適化推進委員さんは9名なんですけど、他の農業委員会を見てみると、推進委員さんの組織は推進委員さんであって、審議会なんかもあって、そういう組織になっとるわけで、倉吉は合体でなっとるわけで、推進委員さんの立場ちゅうのはどうなるのかなと思うんです。農業委員会の農業委員さんではないんで、審議会の審議を、意見を付すことなんかは絶対できんわけでしょ。

議 長

各市町村によって定数が違います。鳥取なんかは、さっき言われたように、農業委員会の定例会には推進委員は出ません。何十人もいますから、40人以上おられますから。農業委員だけで定例会をします。推進委員は推進委員の会合をして、委員長も決めております。代表者を。それで、うちの場合は定数は28人ですから、一緒に会議ができます。意見も自由に述べれます。ただ議決権がないだけであって、推進委員の方はどんどん意見を言うことができますので、そこを勘違いしないでください。ですから、鳥取とか米子は推進委員が倍以上おるんです。鳥取市はとにかく、特に市町村合併で広域範囲の合併をしとるから、例えば青谷とか鹿野とか、あっちから何名たくさん出とるです。農業委員の数は少ないです。ですから、別に審議会を作って活動しとるのが現状です。そういうことです。

2 番

ちょっと自分が言いたかったのは、推進委員さんの立場的なものが理解できとる場合ならいいですけども、じゃあ、農業委員も新しい、推進委員さんも新しいという状態だと、どういうふうに農業委員会として、あんまり農業委員会ちゅうことはちょっとあれかもしれませんが、推進委員さんのやり取り、補佐、お互いやらないけんだけど、お互いやるわけだけど、そこらへんの指導とかどうなのか。

1 1 番

連携だわいな。指導じゃなくて。

2 番

連携だけど、そこら辺をどうとっていくのかなって。

議 長

立場は同等です。農業委員が上で推進委員が下ってことはないです。それじゃないってことは頭に置いて。だから、逆に言うと報酬も同じ報酬です。農業委員も推進委員も。同じ立場。ただ、名前が違うだけと、発言はできるけど決議ができんってことだけの違いがあって、後の、あっせんも推進委員と農業委員と一緒に連携しながらやってく。それから現地調査も、農業委員も推進委員の方も一緒にやってく。なんら問題ないと思います。だけ、お互いが連携取りながら活動していかないけんってことを頭に置いてください。いいですか。そういうことです。他にありませんか。はい、林委員。

7 番

先回、欠席だったもんでちょっと聞いてみたいんですけど、谷本さんが言われたことはよくわかるです。っていうのは、7月にならな1年にならんですわ。あと2年どうするか。このままいって今年いっぱいとかいっとる場合ではない。徳田さんが言われたように、途中から認定農業者などが不慮のことがあった時にどうするかっていうのは、やっぱりある程度、総務委員会、鐵本委員長、話し合いをしてもらっとかないけんと思います。それで、先程言われたように、上小鴨は推進委員の小谷さんがおられますんで、しばらくの間は大丈夫だと思いますけど、推進委員と一緒に条件だということになると、推進委員を残任期間に上がってもらえるようなこともできるのかどうか。こういうことも研究してみてもらって、やっぱり、推進委員が1名少なになつたらちょっとえらいと

は思いますけれども、農業委員のほうを担当地区が広いもので、その辺をちょっと考えてもらえたら。

議長 推進委員から農業委員に上がることはできません。法律で。はい、金信委員。

14番 14番 金信です。先月申し上げました、これは、今回の制度は法律でもって大枠、変更されてきたわけで、改めてちょっと事務局で、今のようなことに対して何か細則等々あるのか。もしなかったら、可能かどうかは別にして、県を通じて倉吉市農業委員会のOKだったらそれでええと思います。疑義を農水省に伝えて回答をもらうということが必要ではないかと。ここの内輪だけでそがにいすらええがこがにいすらええが言っとったって、そら駄目ですってなったらいけませんから、そこの根拠をちゃんと確保してもらって確認してもらって、無かったら質疑、質問をという形を取ってほしい。以上です。

議長 わかりました。来月の委員会までに、県の農業会議等、全国の農業会議等に連絡させていただいて、こういう状況が起きたらどうすればいいかというようなことも聞いて、次の6月の例会には報告させていただきたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。その他、ございませんか。はい、鐵本委員。

11番 長々となったらいけませんので。11番 鐵本です。これは勉強ですよ。議案9号の3条の第1項の分で、下限面積は関金町ですから50aって書いてあるけど、農地法の施行規則による規定で、事務局、あれですか。受ける人が足して5反無くてもこの場合の規定ではできるという法律の規定でいいですね、これは。

事務局 農地の形状だとか、この人しか取得することができないような農地の場合は下限面積を満たなくても農業委員会の承認があれば、認められる規定があります。条文をまた皆さんに、来月でもお配りしたいと思います。

11番 はい。勉強のために。すいません。

議長 (6) その他。

事務局 活動記録カードを皆さんにお配りしております。活動の成果を目に見える形で蓄積することが目的で、今後の活動の充実に繋げていくことを目的とするものでありますので、随時、活動があった毎に提出することになっておりますので、提出をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長 その他、ございませんか。はい、河本委員。

10番 先回の委員会の時に私が質問した、例の荒廃農地の国費を使用している件はどうなっているのでしょうか。

- 事務局 吉村さんに、とりあえず見積もりをお願いしました。
- 10番 できるんですか。
- 事務局 事業としてはできます。年度当初の予算要求で要望してないもので、もし予算に余りがあれば、今年度、事業に乗れる可能性があります。
- 議長 その他、ありませんか。はい、徳田委員。
- 2番 ちょっと一つ聞いてみたいことがあるんですけど、農地転用の件で、法も特例が出来るとようなことも聞いとるです。以前、これはちょっと聞き間違いかもしれないけれども、太陽光発電設置の場合の荒廃農地の、〇〇〇の〇〇のところであった時に、国道、山陰道から入ってくるエリアの中で、50m範疇のところだったら、それから、庁舎、学校等があるところから50m以内のところであれば、農地転用は効きますよという特例が出来るとように聞いたんです。これは、太陽光発電に伴う所の農地転用のみの条件であって、他のあれについては条件的にはないわけか。
- 事務局 まず、3種農地かどうかというのは、用途区域かどうかってのもあるんですけど、インターからの距離だとか、駅からの距離だとか、水管、下水道管が埋設されとる道路に接しとるところか、市街化が進んでいるか、公共施設が2つ以上あるか、そういった判断で、3種農地とする場合があります。
- 2番 自分が言っとるのは、荒廃農地を太陽光発電にするために転用が利くということなのか、じゃないでしょ。特例でしょ。だけ、ちょっと聞いてみたかったのが、最近、自分たちの農地、宅地化が、宅地っちゅうことはないけど、大東建託が入って来とって、転用が入ってくる。
- 今回ちょっと言いたかったんだけど、これはもう農振から除外されてありますって言いよなった圃場があるわけだ。だけど、俺が以前聞いた農振地域除外の特例は、県の歩道が拡張になった時に、ここまでですよっていう特例が設けられて農振除外の区域になった経過があるわけだが。だけど今回は、そこを逸脱しとって、こっちは農振除外になってますよってというような判断が出とったけ、おかしいじゃないかなと思っただけど。そういうあれがあったもんだけ、ちょっと聞いてみたかった。
- 議長 それは農振除外の基本をここで言わないけん。農林課に。こっちじゃないけな。
- 2番 ちょっと関連して聞いてみたかった。
- 議長 わかった。ただ、〇〇の場合はたまたま313の高規格道路のインターチェ

ンジから直線で300mということで許可になったんです。特例があつて。駅から300mとかそういう特例がありますので、そういうことです。理解のほど、よろしく。ありませんか。

(なしの声)

議長            それでは、本日の委員会は以上で閉会といたします。

— 午後3時55分 閉会 —